

道路の移動等円滑化における経過措置の適用条件等（案）について

平成19年8月24日

国土交通省 道路局 企画課
都市・地域整備局街路課

道路のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）及び「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第110号）（以下、「新基準」という。）に基づき、推進することとしています。

道路をバリアフリー化するにあたっては、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を設置することが基本となりますが、バリアフリー化が必要な道路の中には、沿道に堅固な建築物が並んでいる場合など、必要な歩道の有効幅員を満たすには非常に長い期間を必要とする場合も想定されます。このため、新基準においては、少しでもバリアフリー化を推進するための経過措置として、やむ得ない場合には、歩道の有効幅員を縮小することや、歩車道非分離とした上で車両の速度抑制を図ることができることとしたところです。

一方、新基準検討過程でのパブリックコメントや「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」提言（平成19年6月）における指摘のとおり、当該経過措置が上記の趣旨を踏まえることなく濫用され、バリアフリー化の水準が著しく低下することは避けるべきことから、以下のとおり、当該経過措置の適用にあたっての条件及び留意事項を定めることを検討しています。

なお、新基準の適用対象である特定道路については、現在国土交通省において、既に新基準を満たす形で整備がなされている道路も含め、地域のバリアフリーネットワークを構成する生活関連経路を、地域の意向を踏まえつつ幅広く指定する方向で検討しています。

記

1. 新たな経過措置の適用条件

- (1) 有効幅員の縮小に係る経過措置（新基準附則第3項）の適用にあたっては、以下の①～③を満たすことを条件とします。
 - ①～③を満たすことを条件とします。
- (2) 歩車道非分離に係る経過措置（新基準附則第2項）の適用にあたっては、以下の①、②、④、⑤を満たすことを条件とします。
- (3) 以下の①～⑤を全て満たす場合には、有効幅員の縮小に係る経過措置を適用することを原則とします。ただし、沿道土地利用の状況や交通状況等を総合的に勘案し、これによることが合理的でない場合には、歩車道非分離に係る経過措置を適用できるこ

ととします。

- ①沿道に堅固な建築物が立地しているなどにより、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために非常に長い期間を要する道路であること。
- ②規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、既存の道路幅員の中で車線の減少等による道路空間の再配分が困難な道路であること。
- ③少なくとも、歩道の有効幅員として1.5mを確保でき、かつ、部分的に車いす利用者同士のすれ違いを実現できる道路であること。この場合、放置自転車等の路上障害物の存在を勘案し、実質的に有効な幅員が1.5m確保できる見込みがあること。
- ④ハンプ、狭窄部、屈曲部の設置等による道路構造の工夫により、走行車両を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保することが可能であること。
- ⑤自動車交通量が少ない道路であること。

2. 留意事項

- (1) 有効幅員の縮小に係る経過措置の適用にあたっては、歩行者交通量を勘案しつつ、縮小幅が最小となるよう留意することとします。
- (2) 歩車道非分離に係る経過措置の適用に当たっては、走行車両の速度を抑制するための措置として道路構造を工夫するほか、交通規制等を行う公安委員会との連携に努めることとします。
- (3) 適用条件①及び②を満たす事由に、電線類地中化が困難であること等は含まれないこととします。
- (4) 有効幅員の縮小又は歩車道非分離に係る経過措置の適用にあたっては、地方公共団体との連携や警察との協力等を図りつつ、路上障害物の排除に努めることとします。特に、有効幅員を縮小した際には、路上障害物の存在により、高齢者、障害者等が車両を通行せざるを得ないなどの危険な状況が生じうることに留意することとします。

以上